

## 令和6年沼津市教育委員会 第9回定例会会議録

- 1 日 時 令和6年9月6日（金）  
午後3時00分～4時12分
- 2 場 所 沼津市立図書館 4階 講座室
- 3 日 程
  - (1) 開会
  - (2) 会議録署名人の指名（重光委員 土屋委員）
  - (3) 議案
  - (4) 報告事項
    - 報告事項1 令和7年度～令和10年度使用の沼津市立沼津高等学校中等部教科用図書の新採択について
    - 報告事項2 わたしの主張 2024 静岡大会の結果について
  - (5) その他
  - (6) 協議事項
    - 協議第7号 令和5年度沼津市一般会計歳入歳出決算の認定について
    - 協議第8号 令和6年度沼津市一般会計補正予算（第5回）について
    - 協議第9号 工事請負契約の締結について（沼津市立大岡中学校校舎杭打及び工作物整備工事）
    - 協議第10号 専決処分等の報告について（学校事故損害賠償額の決定）
- 4 出席者等  
教育長 奥村篤、教育長職務代理者 重光純、委員 土屋葉子、委員 川口浩史、委員 佐藤清子、教育次長 金子昭人、教育指導監兼学校教育課長 山崎巖、教育企画課長 原将史、学校管理課長 齋藤忠興、教職員研修センター所長 長島須美子、沼津市立沼津高等学校長 田中剛、沼津市立沼津高等学校事務長 藤井義昭、文化振興課長 藤井貴弘、生涯学習課長兼ゆめとびら舟山所長 山本浩司、こども未来創造課長 山岡祥子、学校管理課学校給食室長 渡邊偉智洋、学校教育課情報教育推進室長 三須洋明、文化政策室長 川口治代、学校管理課課長補佐 横山憲利、学校教育課課長補佐 磯部大介、教育企画課指導主事 内村宗靖、教育企画課主任 岩崎雄、教育企画課事務補助員 後藤恵

## 5 会議内容

### (1) 開会

奥村教育長が午後3時開会を宣言する。

奥村教育長 現在、行われているパリパラリンピックでは、連日のメダルラッシュで、日本の選手の活躍が報告されている。私達は、このオリンピックやパラリンピックを通して、勇気や元気、感動を与えられている。大リーグでも、大谷翔平選手の活躍に話題が集中しており、ホームランと盗塁の50-50も見えてきたように思う。この夏は、多くの子供たちが夢や目標を抱いたのではないかな。

さて、8月29日は、市立沼津高等学校中等部を除いた市立小中学校では、2学期の始業式であった。その日は非常に強い台風10号が九州地方に上陸して、ゆっくりとした速度で日本列島を縦断した。全国各地に大きな被害をもたらした。台風から遠く離れたこの静岡県、あるいは関東圏にも記録的な大雨をもたらした。線状降水帯で、目を疑うようなゲリラ豪雨にも見舞われて、雷を伴う短時間に降る大雨の被害情報を我々も日々目の当たりにしているが、近年の気候変動によって水害が非常に激甚化していることがわかる。地球温暖化がもたらす激甚化は、今後も続いていき、さらに影響を増していくと思われる。この現象は異常ではなく新しい日常だと捉え、覚悟して対応を考えていくことが、私達に課せられていると思う。南海トラフ地震臨時情報の発表も大変気になるところである。各学校においては、命を守るために安全を最優先にするといった学校経営や、運営に向けて余念がないことと思う。

本日昼のニュースで報道されていたが、6年前の9月4日は、北海道の胆振東部地震が起き、最大震度は7だった。この震度7を観測したのは、北海道では初めてであって、地震の後は北海道のほぼ全域で停電になったということである。報道では、亡くなられた44名の方に対して、道民が手を合わせる姿が映されていた。今回のこの台風10号あるいは能登半島地震や北海道の胆振東部地震のような大規模災害は、たまたま私達の生活エリアで発生しなかっただけであり、明日は我が身である。災害情報を自分事と捉えて、どういうことが起こり得るのか、イメージを持つことが非常に大事だと思う。自分の命は自分で守るという自助を徹底したいと思うし、災害情報を読み解く力、この防災リテラシーが非常に求められると思う。温暖化に向き合って、これまでの助ける立場、助けられる立場という2つの立場ではなくて、「助かる社会、助かる地域」を皆で作っていくということが求められると思う。

## (2) 会議録署名人の指名

奥村教育長より、会議録署名人に重光委員、土屋委員を指名する。

奥村教育長より、本日の会議は一部非公開とすることを委員に諮り、了承される。

傍聴人 0人

## <議案>

奥村教育長 日程(3)議案は、本日は案件なし。

## <報告>

奥村教育長 日程(4)報告事項である。

報告事項1については、私からはお詫びを申し上げなくてはならない。

すでに沼津市立沼津高等学校並びに市内の17中学校の、令和7年度から使用する教科用図書の採択について、7月の定例会で御議決をいただいたところである。沼津駿東地区の公立中学校教科用図書の採択においては、市立沼津高等学校の中等部は、高校とは別枠であって、中等部独自で議案として上程すべきところを、学校も教育委員会事務局も失念していた。高校では毎年、中等部では4年に一度の採択となる。事務局側も、中等部の採択が上程されていないことに気が付かず、7月の定例会を終え、私自身大変責任を感じている。事前に気付く機会はいく

つかあったと思うが、結果的には県全体の取りまとめの中で指摘をされた次第である。4年後には同じことを繰り返すことのないように気をつける。文部科学省からの通知では、採択に当たっての留意事項とし、無償措置法施行令第10条第1項の規定によって、使用される年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとされている。そのため、委員の皆様方には事前に連絡をさせていただいた。沼津市教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項にのっとり、「特に緊急を要し、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであった」ため、当該事務については、私教育長が教育委員会を臨時に代理させていただいた。同第3条第2項には、教育委員会を臨時に代理したときは、次の教育委員会の会議において、これを報告し、その承認を求めなければならないと定められているため、報告いたしたい。

報告事項1 令和7年度～令和10年度使用の沼津市立沼津高等学校中等部教科用図書の採択について

＜沼津市立沼津高等学校中等部は、義務教育諸学校の範疇に入る学校だが、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条第3項の規定により、市内の他の中学校とは別に採択案を作成し、学校を設置する教育委員会で決定することとされている。沼津市沼津高等学校中等部では、令和6年沼津市教育委員会第7回定例会において議第15号「令和7年度～令和10年度使用の中学校用教科用図書の採択について」が議決採択されたことを受け、本校中等部教科担当および高校教諭による教科会議において採択案の作成作業を開始した。選定に当たっては、中等部教科担当教諭並びに高校教諭による教科会議で内容、組織・配列、生徒への配慮、表現・造本を観点に、採択案を作成した。＞

(市立高校長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。中等部に関しては、数学と道徳の2教科が、市内の17中学校が使用する教科用図書とは異なる。何かご質問等あればお願いしたい。

川口委員 数学と道徳だけが違うのには何か理由があるのか。

市立沼津高等学校長 中学校においては、新教育課程になってから2度目の変更となる。高校の併設型中等部ということで、高校教育を含めて高校への接続にも配慮しながら採択案を作成した。資料の各教科選択理由の部分には、「高校への接続」という文言が多く書かれている。中高一貫校であり、大学を目指す者が多いことから、中学校ではあるものの、大学共通テストにつながる演習が充実しているという点で、こちらの数学の教科用図書の選択に至った。道徳については今回、市内他の公立中学校は変更しているが、本校については、今年度まで使用している教科用図書を従来通り継続することとなる。小学生に対して中学校入試による選抜をしているところから、市内他の公立中学校と異なった特性の生徒が在籍していると認識している。本校の生徒の実態に合った題材が現在の道徳の教科用図書には多く見られ、生徒自身が価値項目に気付きやすいということで、道徳の教科用図書については継続使用という形で選択させていただいた。

重光委員 経緯を確認したい。採択案については、「中等部教科担当教諭並びに高校教員による評価会議において採択案を作成した。」とあるが、この教科会議がいつから何回ぐらい開催され、採択案はいつ作成されたのかを教えてください。

奥村教育長 日程的なところということか。  
重光委員 そうである。  
市立沼津高等学校長 7月17日に、教科書採択に関する教育委員会定例会が行われた。その時点で、次年度以降、市内他の公立中学校がどのような教科用図書を採用するのか、本校ではまだわからない状態である。教育委員会定例会で、市内他の公立中学校の教科用図書について議決された後、本校中等部教員による選定作業を始め、まず8月21日～23日にかけて中等部教科担当での採択原案を作成した。その後8月26日に中高合同の教科部会を開催し、最終的な決裁を経て採択案を作成したという形になっている。

奥村教育長 ほかにいかがか。なければ、先ほど特に数学と道徳が市内ほかの中学校と違うということについて質疑応答があったが、実際に見本の教科用図書を置いているので、10分程度、前回の定例会と同様に教育委員の皆様に見ていただきたい。よろしく願います。

(教科用図書閲覧)

奥村教育長 それでは再開する。個々の質問に対して市立沼津高等学校長にお答えいただいた。なかなか教科用図書を見る機会はないと思う。見た上で、また新たに何か御質問等あればお願いしたい。

佐藤委員 閲覧中に直接御回答いただいたので、納得している。

奥村教育長 なければ、本件については報告を受けたということで御了承願う。

報告事項2 わたしの主張2024静岡大会の結果について

<令和6年8月19日に藤枝市民会館で静岡県大会が行われた。沼津市出場者の結果は、長井崎小中一貫学校9年の日吉愛海さんが優秀賞、浮島中学校3年の野崎愛花さん、市立沼津高等学校中等部の飯田彩花さんが優良賞を受賞となった。>  
(生涯学習課長 資料に基づき説明)

奥村教育長 報告が終わった。前回は速報ということで少しお話をした。沼津市大会では教育委員の方々にも子供たち一人一人の発表を聞いていただいた。県大会東部地区代表5名、うち3名が沼津市内であり、毎年素晴らしい内容で私も感動している。何か御質問や御意見等あるか。  
市内大会の要項については生涯学習課で冊子としてまとめていただいたということよろしいか。

生涯学習課長 先日お送りさせてもらった。  
土屋委員 昨日届いた。

奥村教育長 是非、お読みいただければと思う。ほかになければ、本件についても報告を受けたということで御了承願う。

<その他>

奥村教育長 日程(5)その他である。  
何かあるか。なければ、残る日程については非公開とさせていただく。

---

協議事項については9月市議会定例会に上程する案件であり、公表前の事項が含まれているため当日は非公開としたが、市議会で公表したため公開する。

<協議>

奥村教育長 日程（6）協議事項である。

協議第7号 令和5年度沼津市一般会計歳入歳出決算の認定について

<令和5年度沼津市一般会計に歳入歳出全体、教育委員会所管の所属別内訳及び  
款目別歳出集計について>

(教育次長 資料に基づき説明)

奥村教育長 説明が終わった。執行率等、各項目によって多少差が出ている。本件に対する御意見、御質問等があればお願いしたい。今の説明の中で、小学校費・中学校費の不用額の主なものとして、光熱費に関して挙げられていたが、その部分についてもう少し御説明願う。

学校管理課長 特に、電気料の予算額について、令和4年度時点で令和5年度の予算を組んだが、その令和4年度時点の状況では、燃料費等の高騰によって今後非常に電気代が高騰していくことが想定されていた。このため、予算額としては多めに設定していたが、実際の令和5年度の中では、政府の補填があったこと、またほとんど燃料の調整費が上がらなかったこともあり、今回の不用額電気料としては、小学校が学校管理費8,700万円ほどの不用額ということになっている。

奥村教育長 令和4年度に関しては、年度途中で燃料費の価格が高騰したために予算を上回ってしまい、追加補正をした。それを踏まえて令和5年度の予算を組んだが、いざ蓋を開けたところそんなに金額がいかなかった。ほかにいかがか。

重光委員 一番下の保健体育費の体育施設費が4億ぐらいの予算に対して、不用額は1億4,000万ぐらい出ているが、こういうものなのか。何か想定外の事象があって、想定以上に少なかったという原因があるものなのか。

教育次長 本件に関しては、スポーツ施設の市民体育館建設関係の工事請負費である。この工事請負費で不用額が生じたものであるが、現状スポーツに関しては、市長部局の方に事業ごと移管されており、詳細については今手元に資料がなく、そもそも入札差金なのか、それとも設計変更による当初の予算要求段階から変更が生じたのか、この場において私も承知していない。

奥村教育長 後日、回答いただけるか。

教育次長 私がウィズスポーツ課に確認した上で、この要因について後日、委員の皆様にお答えする。

奥村教育長 ほかにいかがか。

佐藤委員 今までの会議の中で、改修費等の計上についての話もあった。図書館の地下の工事の話も出た。本資料の体育施設の欄で、旧体育館を壊す費用があるという話も出た。この資料には、教育施設に関する建物を建てる、または改修するというのも入っているのか。

- 教育次長 教育関連施設に関しては、この教育関連の10款の教育費で、建設・改修・解体等を計上して御審議いただき、議決をもって執行している。よって、一切の経費はこの10款で計上することになっている。
- 奥村教育長 含まれているということである。ほかにいかがか。  
御意見も尽きたようなのでお諮りする。協議第7号 令和5年度沼津市一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり9月市議会の議案として提案することとしてよいか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。協議第7号について、原案のとおり9月市議会定例会の議案として提案することに決する。

協議第8号 令和6年度沼津市一般会計補正予算（第5回）について

＜令和7年度から令和9年度までの市立小中学校外国語指導他業務委託の入札当の準備期間を確保するため、債務負担行為の設定を補正予算に計上する。＞  
(学校教育課長 資料に基づき説明)

- 奥村教育長 説明が終わった。令和7年度から9年度までの3年間、委託入札等の準備期間を確保するという、また、前回よりも入札時期を早めた理由についても説明があった。御質問等いかがか。
- 重光委員 資料1を拝見すると、期間が令和6年から令和9年までになっているが、3年間だとすると、これは令和7年からの間違いではないのか。
- 学校教育課長 確かに御指摘のとおり令和6年度から実施しているが、本来、令和7年から令和9年ではあるものの、契約措置のために、令和6年度からの予算を補正しているため、そのような形となっている。
- 重光委員 令和4年度から令和6年度までの現在の契約に関しては、大体総額いくらぐらいでやっているのか。
- 学校教育課長 令和4年度から令和6年度の契約額は、3年間で173,285,717円となっており、1年間で約5,700万円となっている。
- 重光委員 市立小中学校外国語指導の業務委託とは、具体的にどういった業務になるのか。例えば、外国人の講師が週に何回等、どれほどの規模の指導を委託するという契約なのか。
- 学校教育課長 特に沼津市は言語読解をやっており、言語英語の中で小学校1年生から英語に携わっているのが沼津市の特徴でもある。各学年、月に何回か必ず全小中学校にALTが行く。実際の授業はALTではなく教師が主体で行うが、補助的であっても、ALTの生の英語を子供たちに聞かせることが大切である。ほかには、パフォーマンステストがある。ALTと1対1で行うこのテストを各学校で実施していることは、現在、非常に高い評価を得ているため、引き続き令和7年度からも続けていきたいと考えている。
- 佐藤委員 15人のALTの方は、学校に常駐というわけではなくて、1人が複数の学校を担当し、この曜日はこの学校というように、各校を回って教えているという理解でよいか。

学校教育課長 おっしゃるとおりである。15人のうち、毎回新しいALTもいらっしゃる。ここに市で負担しているALTがさらに2人いるため、その2人を中心に研修会等で資質向上を保っているような形となる。

奥村教育長 ALTは15人しかいないが、全ての学校をどのように兼務しているのか。沼津市としては小中一貫教育に力を入れているが、委託先が小中一貫学校であった場合、小学校と中学校を兼務することはあるのか。中学校は中学校で何校か兼務する形なのか。

内村指導主事 全てがそうではないが、兼務しているパターンが多い。例えば、門池小学校や金岡小学校といった大規模小学校では、ALTが毎日いるような感じである。学校の規模に応じてALTの勤務の仕方は異なっている。

奥村教育長 これまでの3月の入札では、入札業者の準備が間に合わなくて入札が少ないという話があった。今回、どのくらい数が増えるのか気になるところである。

土屋委員 3月に入札するために補正予算を組んだということは理解できた。今までも補正予算で組んでいたのではなく、今回が初めてか。

学校教育課長 おっしゃるように、前回の令和4年度から令和6年度分の契約は、2月議会が終わってから3月1日に指名通知を出し、その後3月17日に入札という流れであったが、応札が非常に少なかった。実際には、12社予定していたところ、1社しか応札がなかった。なぜなのか理由を応札のあった業者に聞いたところ、やはり準備期間が短くて人員の確保あとは選定が難しいのではということであった。そのため、今回このような形で前倒しをしたいと思っている。

教育次長 予算は単年度の原則があり、当該年度には当該年度のみで執行することになっている。今回の事例で言うと、来年度から3年間事業をやりたいということであれば、来年度の4月1日から契約行為が可能となる。それを、今年度中に相手方に対し条件を提示し、打ち合わせをしてもらうためには、今年度中に、先に十分なお金の担保がないと、その後の事業執行に関わる入札行為等ができない。前回は、2月の議会で議決をいただいて、前年度3月に3年間分の入札を行った。今回については、かなり早い段階で事務手続きを進めるため、ここで補正をして議会で3年間の約束の担保をとらないと事業ができない。よって、このタイミングで補正予算を組むことが行政手続き上必要だということである。

奥村教育長 ほかにいかがか。

御意見も尽きたようなのでお諮りする。協議第8号 令和6年度沼津市一般会計補正予算（第5回）について、原案のとおり9月市議会の議案として提案することとしてよいか。

各委員 異議なし。

奥村教育長 異議なしと認める。協議第8号について、原案のとおり9月市議会定例会の議案として提案することに決する。

協議第9号 工事請負契約の締結について（沼津市立大岡中学校校舎杭打及び工作物整備工事）  
＜沼津市立大岡中学校南校舎改築事業の一環として、新校舎の整備に当たって必要となる建物基礎のための杭打工事及びこれに伴い支障となる工作物の除去や仮設を行う。

契約金額：270,270,000円、契約相手方：大岡建設工業株式会社＞

(学校管理課長 資料に基づき説明)

- 奥村教育長 説明が終わった。本件に対する御意見、御質問はいかがか。
- 川口委員 38mの杭を53本打つ工事は、かなりの騒音や振動があると思うが、どのようなスケジュールで工事を行うのか。子供たちが学校に通い、勉強している環境で一緒に行うのか。
- 学校管理課長 概ねのスケジュールとしては、まずコンクリート杭を製作する期間が4か月ぐらいある。その後、年明け頃から完成期限の5月までの5か月間は、現場での作業がある。もちろん授業中や何か行事を行う際には、学校と調整をして、騒音が少ないような作業等の配慮をしたいと考えている。
- 川口委員 聞いた話だが、今、市内の高校の敷地内で作業をしているところがあるようで、その杭打ち作業に、近隣住民はものすごい作業音に驚いたということである。そのため、この工事も子供たちの学習の妨げにならないか心配している。仕方がないこともあるかと思うが、配慮いただければと思う。
- 奥村教育長 1日どのくらい打つのかにもよるが、できるだけ支障がないことを願う。
- 佐藤委員 契約の方法で、制限付き一般競争入札とあるが、この制限付きとはどういうことか。
- 学校管理課長 市内の入札においては、やはりその工事の質の確保や透明性等を確保するために、制限付き一般競争入札を行うことが多くある。実際には、入札者の資格を制限している。資格とは、市内に主たる営業所を有する事業者であること、建設業許可を持っていること等である。また、技術者に求めるものとしては、主任技術者の資格を有する者がいること等を資格として指定している。
- 奥村教育長 制限付きでなければ、誰でも入札できるということになる。ほかにいかがか。御意見も尽きたようなのでお諮りする。協議第9号 工事請負契約の締結について(沼津市大岡中学校校舎杭打及び工作物整備工事)、原案のとおり9月市議会定例会の議案として提案することとしてよいか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。協議第9号について、原案のとおり9月市議会定例会の議案として提案することに決する。

協議第10号 専決処分 の報告について (学校事故損害賠償額の決定)

<沼津市立沢田小学校の立木の枝による物損事故に係る損害賠償の額について、地方自治法第180条第1項の規定により市長が専決処分したことにつき、同条第2項の規定により令和6年9月市議会定例会に報告することについて協議する。>

(学校管理課長 資料に基づき説明)

- 奥村教育長 説明が終わった。イチョウの木が折れて車に落下し、車両が損傷したことに対して支払いを命じるものである。御質問等いかがか。
- 重光委員 イチョウの木は何か台風等で落下したわけではなく、自然に落下したのか。
- 学校管理課長 当日台風や大雨といったことはないが、銀杏が非常に多くなっている状態であった。その重みのある枝が自然と落下したということである。



- 奥村教育長 今回のように、立木の実ができ過ぎた場合には、剪定等学校自らが判断して行うのか。それとも学校管理課から学校に連絡して対応してもらうのか。
- 学校管理課長 基本的には、日常的に学校の教職員の皆様に見ていただき、用務員等に枝払いをしてもらうのが通常であるが、その考え方については学校の判断にお任せしているところもある。今回は、そこまで酷い状態の枝ではなかったということもあり、日常的な点検ではなかなか気付かなかったと思う。例えば大きなもので危険だと判断された木については、学校管理課に連絡が来ることになっているため、その場合には学校管理課が伐採を行う。
- 奥村教育長 今回の台風10号では大雨で大変地盤が緩んでいる。枝が折れるのではなく、根元から倒木ということも想定されると思う。私も以前勤めていた学校で、松の枝が同僚の車に落下して、フロントガラスが大破したという経験がある。その時は、松くい虫が原因であったようだ。学校では、樹木医に見てもらう機会もなかなかないと思うが、日頃から点検をしっかりとし、子供たちの安全安心を守りたいと思う。ほかにいかがか。
- 御意見も尽きたようなのでお諮りする。協議第10号 専決処分報告について（学校事故損害賠償額の決定）、原案のとおり9月市議会の議案として提案することとしてよいか。
- 各委員 異議なし。
- 奥村教育長 異議なしと認める。協議第10号について、原案のとおり9月市議会定例会の議案として提案することに決する。
- 奥村教育長 ほかになければ、以上で本日の定例会を閉会する。

午後4時12分 閉会